

## 神河町特殊詐欺等被害防止対策事業補助金交付要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、電話を用いて高齢者等に対し、違法又は不当に財物を交付させる手法による被害(以下「特殊詐欺等被害」という。)の防止を図るため、特殊詐欺等被害を未然に防ぐための機器の購入に要する費用に対し、予算の範囲内において、特殊詐欺等被害防止対策事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、必要な事項を定める。

## (補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本町の住民基本台帳に記載されており、かつ、居住していること。
- (2) 第6条の交付申請時において、満65歳以上の同居者がいる世帯の者であること。
- (3) 補助対象者及び補助対象者と同一世帯に属する者に町税等の滞納がないこと。

2 前項に定めるもののほか、町長が補助金を交付することに特別な事情があると認められた場合は、補助対象者とする。

## (補助対象機器)

第3条 補助金の交付の対象となる機器(以下「補助対象機器」という。)は、特殊詐欺等被害を未然に防ぐことを目的に製造された固定電話機(以下「自動録音電話機」という。)又は固定電話機に設置する機器であつて、着信前自動警告機能及び自動録音機能を有するもの(以下「外付け録音機」という。)とする。

## (補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象機器に係る購入費とする。ただし、次の各号に掲げる経費は補助対象経費から除く。

- (1) 電力の受給、その他電話機等の機能を維持するための経費
- (2) 自動録音電話機等の設置に係る経費
- (3) 自動録音電話機等の配送に係る経費
- (4) 電話機に付随するサービスの加入及び利用に要する費用

2 前条に規定する補助対象機器は、1世帯につき1台に限るものとする。

## (補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の3分の2とし、自動録音電話機は8,000円、外付け録音機は4,000円を限度とする。ただし、100円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額とする。

## (補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「交付申請者」という。)は、補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 購入しようとする補助対象機器の見積書の写し
- (2) 購入しようとする補助対象機器の機能が記載されているカタログ等の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査するとともに、必要に応じて調査を行い、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(様式第2号)により交付申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、補助金の交付が不適當である旨の通知を行うときは、理由を付して、補助金不交付決定通知書(様式第3号)により交付申請者に通知するものとする。
- 3 町長は、補助金の交付申請が到達してから30日以内に当該申請に係る補助金の交付決定または不交付決定を交付申請者に通知するものとする。

(補助金の交付決定額の変更)

第8条 交付申請者は、前条第1項の規定により通知された金額の変更を受けようとするときは、補助金変更交付申請書(様式第4号)を変更することに決まった後、速やかに提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の申請があったときは、前条第1項の規定に準じ決定を行い、その旨を補助金変更交付決定通知書(様式第5号)により交付申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 第7条第1項の規定による補助金の交付決定を受けた交付申請者は、補助対象機器の購入設置後、速やかに補助金実績報告書(様式第6号)に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象機器の購入設置に係る領収書の写し(購入設置店舗名、金額、購入日、商品名が分かるもの)
- (2) 補助対象機器の仕様書
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 町長は、前条の規定による補助金実績報告書の提出があったときは、その内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査を行い、補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書(様式第7号)により交付申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第11条 前条の規定により通知を受けた交付申請者は、補助金交付請求書(様式第8号)により、補助金の交付を町長に請求するものとする。

- 2 町長は、前項の規定に基づく請求があったときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該交付決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) 第3条の機能が備わっていない補助対象機器を購入したとき。
- (4) 第7条第3項の規定による交付決定の日又は第10条の規定による確定通知の日

において、第2条で定める補助対象者に該当しなくなったことが判明したとき。

(5) 前3号に掲げる場合のほか、町長が補助金の交付が不適當であると認める事情があるとき。

2 町長は、前項の規定による取消しの決定を行った場合には、その旨を補助金交付決定取消通知書(様式第9号)により交付申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(譲渡等の禁止)

第14条 補助金の交付を受けて購入した補助対象機器を使用する者は、補助対象機器を購入した日の翌日から起算して6年を経過するまでの間、補助対象機器を第三者に譲渡し、又は貸与してはならない。ただし、町長が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

(調査への協力)

第15条 補助金の交付を受けた者は、町長が補助対象機器の使用状況等について調査を行う場合はこれに協力しなければならない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年1月31日限り、その効力を失う。